

星美学園短期大学教育後援会会則

第1章 総 則

- 第1条 本会は星美学園短期大学教育後援会と称する。
- 第2条 本会は本部を東京都北区赤羽台4丁目2番地14号星美学園短期大学内におく。
- 第3条 本会は本大学と緊密な連携を保ち、建学の精神にのっとりその教育の実施に協力し本大学の発展をはかるために必要な援助を行ない、あわせて会員相互間の親睦をはかることを目的とする。
- 第4条 本会会則の改定は総会の決議による。

第2章 会 員

- 第5条 本会は正会員をもって組織するものとし、名誉会員および特別会員をおくことができる。
1. 正会員 本大学在学学生および専攻科在学学生の父母またはこれに代わるもの。
 2. 名誉会員 本会および本大学に功績のあるもので役員会の推薦によるもの。
 3. 特別会員 本大学の教職員および教職員であったもので役員会の推薦によるもの。本会の目的について本会または本大学と関係深いもので役員会の推薦によるもの。
- 第6条 本会の名誉をきずつけ、または会員としての義務を長く怠ったものは役員会の議決により会員の資格を停止することができる。

第3章 役員及び役員会

- 第7条 本会に次の役員をおく。
1. 会 長 1名
 2. 副 会 長 2名
 3. 庶 務 若干名
 4. 広報・事業 若干名
 5. 会 計 2名
 6. 監 事 2名
 7. 学長および副学長は職責上の役員とする。
- 第8条 役員任期は2年とし重任をさまたげない。任期満了後であっても後任者の決定するまではその職務を継続するものとする。
- 第9条 役員は正会員中より学長の推薦に基づき、総会において決定する。会長および副会長は役員互選により定める。
- 第10条
1. 本会は顧問をおくことができる。
 2. 会務の円滑な運営をはかるため、本大学教職員中より若干名の補助者をおくことができる。
- 第11条 役員任期は次の通りとする。
1. 会長は本会を代表して会務を統括し、役員会を召集してその議長となる。
 2. 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。
 3. 役員は役員会を組織して本会の運営に当り、重要会務を協議するとともに会務を分掌して総会および役員会の議決事項を遂行する。
 4. 監事は会計監査の責に任ずる。

第12条 役員会は次の通りとする。
会長は前期後期各1回以上役員会を召集し、予算決算その他重要な会務を審議決定する。

第13条 役員の3分の1以上の要請があったとき会長は役員会を召集する。
役員会の決議は過半数をもってし、可否同数の場合は議長これを決する。

第4章 総 会

第14条 総会は会長これを召集し会員の3分の2以上の出席をもって成立する。

第15条 総会は定期総会と臨時総会の2種とする。
定期総会は毎年1回5月にこれを開催する。
臨時総会は会長が必要と認めたとき、開催する。

第16条 総会は次の事項を審議決定する。

1. 役員を選出
2. 収支予算および決算
3. 財産の管理および処分
4. 事業の報告および計画
5. 会則の改廃
6. その他重要な議案

第17条 総会の議決は多数決による。
総会に出席できない会員は委任状により票決を委任することができる。

第5章 会 計

第18条 本会の運営費は正会員による入会金および会費をもってこれに充てる。

第19条 本会の入会金および会費は次の通りとする。

入 会 金 10,000 円

会費年額 24,000 円

但し、専攻科在学生の父母またはこれに代わるものについては、会費のみとする。

第20条 本会会計年度は4月1日に始まり翌年3月31日に終る。

第6章 事 業

第21条 本会は次の事業を行なう。

1. 第3条の目的を達成するために必要な事業
2. 会報の刊行

附則

1. 本会則に規定されていない事項については、その重要性に従い役員会または総会において決定する。
2. 本会則は平成4年5月16日より施行する。
3. 本会則は平成16年5月8日より施行する。